平成２１年（フ）第１４５１２号
東京都西東京市谷戸町１丁目22―４―1207
債務者　山川美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小玉伸一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５１４号
東京都町田市大蔵町2972
債務者　西村　誠治
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正志
4　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５２５号
東京都大田区南馬込４丁目16―17―202
債務者　豊島　　仁
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨谷　厳
4　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５２７号
千葉県我孫子市緑２丁目３－６
債務者　川元　勝治
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　光明
4　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５２９号
東京都文京区湯島３丁目28―２―503
債務者　鳥居　智久
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　利雄
4　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８４８号
東京都府中市日新町２丁目15番地の５サンハウス202
債務者　宮鍋　　智
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　勝
4　破産債権の届出期間　平成21年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７５８号
埼玉県比企郡嵐山町大字廣野756―273
債務者　鈴木　執弘
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　　敦
4　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７５９号
埼玉県比企郡嵐山町大字廣野756―273
債務者　鈴木　鈴代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　　敦
4　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８０号
北海道滝川市幸町２丁目16番23号　開西団地19号
債務者　佐々木久美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
北海道滝川市朝日町東１丁目５番18号　第二輝進荘
債務者　塚原ミツヱ
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
北海道滝川市滝の川町東３丁目10番２号　滝の川団地58号
債務者　追山　艶子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
北海道滝川市滝の川町西３丁目１番13号
債務者　松原　寿人
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
北海道赤平市宮下町２丁目17―６―201号室、住民票上の住所北海道目梨郡羅臼町八木浜町28番地１
債務者　和田　和也
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
北海道滝川市朝日町西１丁目４番14号
債務者　吉田　政彦
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
北海道赤平市昭和町１丁目69番地
債務者　大浦　直美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
青森県八戸市江陽１丁目９番14号　植村アパート１号
債務者　野村　恒治
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係